

アマチュア無線の社会貢献活動での活用及び 小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大(案)

ーアマチュア無線を身近な活動へー

【意見募集の結果・概要】

総合通信基盤局電波部移動通信課

令和3年2月2日

意見募集の結果(概要)

1. 実施期間

令和2年10月16日(金)～11月17日(火)(33日間)

2. 意見提出者

合計 429者

(1) 法人・団体: 37者 (2) 個人: 392者

【主な法人・団体(順不同)】

- 一般社団法人日本アマチュア無線連盟
- 一般財団法人日本アマチュア無線振興協会
- 特定非営利活動法人日本アマチュア衛星通信協会
- 日本アマチュア無線機器工業会
- 公益財団法人日本無線協会
- 一般財団法人情報通信振興会
- 一般社団法人全国陸上無線協会
- 一般社団法人大日本猟友会

3. 主な御意見

(御意見につきましては、適宜整理又は要約して取りまとめており、同趣旨の御意見はまとめて記載しております。)

・アマチュア無線の社会貢献活動での活用 (415者)

○ 賛成意見 (原案どおり賛成)	88件
① 社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。	190件
② 社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もっぱら個人的な無線技術の興味によつて行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	71件
③ 社会貢献活動の中には(たとえ実費相当であっても)報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。	86件
④ 消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。	97件
⑤ アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。	99件
⑥ アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。	195件

・小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大 (219者)

○ 賛成意見 (原案どおり賛成)	80件
① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。	56件
② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は限定すべきではないか。	25件

意見募集の結果(概要)

4. 今後のスケジュール

- ・令和3年2月 意見募集の結果の公表
- ・令和3年3月 公布・施行(予定)
アマチュア無線の社会貢献活動での活用についての基本的事項を電波利用ホームページにて広く一般に公表(予定)

【アマチュア無線の社会貢献活動についての補足】

- 総務省では、今後、本件のアマチュア無線の社会貢献活動での活用について基本的な事項の考え方をまとめて、電波利用ホームページで広く一般に公表することとしております。今回の意見募集でいただいた御意見も、参考にさせていただきます。
- また、今般、一般社団法人日本アマチュア無線連盟（JARL）からも「アマチュア無線が地域社会と非常災害時等のボランティア活動等を通じてより一層身近な生活の中で活用できる場が広まるように当連盟としても運用ガイドライン等の作成などに努めて参ります。」との御意見をいただいております。
- 本件の改正案等は、アマチュア無線の定義を明確化することにより、アマチュア無線を社会貢献活動で活用できることを明確化（※）するものですが、アマチュア無線による社会貢献活動は、そのあるべき姿（将来像や期待像）を示すことも含めて、現在及び将来のアマチュア無線局免許人の方々の自主的・積極的な仕組みづくりや取組みが、これまで以上に重要なものとなってくると考えております。総務省は、アマチュア無線による社会貢献活動により、アマチュア無線の積極的な活用やその地位向上につながり、地域社会に貢献することを期待しております。
（※）本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。
- アマチュア無線有資格者がアマチュア無線局を開設して行うものです。
- 企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。
- アマチュア無線局免許人に社会貢献活動等を強制するものではありません。

提出された主な御意見の概要とその考え方（アマチュア無線の社会貢献活動での活用）

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
①社会貢献活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、各種の業務用無線により行うべきではないか。（190件）	本改正案は社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。また、当然ながら、アマチュア無線の使用にあたっては、アマチュア無線に係る法令を遵守する必要があります。）
②社会貢献活動によるアマチュア無線の使用は、「もつぱら個人的な無線技術の興味によって行う」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。（71件）	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれもアマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、その無線通信業務がアマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。
③社会貢献活動の中には（たとえ実費相当であっても）報酬を得るものがあり、その活動によるアマチュア無線の使用は、「金銭上の利益のためでなく」とするアマチュア無線の定義に反するのではないか。（86件）	本改正案の社会貢献活動等によるアマチュア無線の使用は、いずれも「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。（いわゆる「有償ボランティア」もアマチュア業務として認められます。）※
④消防団が行う活動に関する通信は、アマチュア無線ではなく、消防用無線により行うべきではないか。鳥獣被害対策事業等の活動に関する通信はどうか。（97件）	本改正案は、社会貢献活動等を行う通信として、アマチュア無線を使用させる・推奨するというものではなく、無線システムの選択肢の一つとしてアマチュア無線も使用することができることとするものです。（このため、アマチュア無線を使用しない、業務用無線を主としアマチュア無線を補助的に使用するなど、様々な対応が考えられます。消防団活動においては、既に配備されている消防用又は防災行政用の無線局の携帯用無線機等の代替とするものではないと考えられます。本改正により、地域における社会貢献活動等において、アマチュア無線も活用できることとなり、例えば、防災ボランティア間での通信や山岳救助等での補助的な通信での活用が一般に考えられます。）消防団活動の中でアマチュア無線を使用する場合は、電波法令上、アマチュア無線局免許人個人が、その意思により「個人的な興味」によって自発的にその活動に参加し無線通信を行うものであり、「金銭上の利益のため」のものではなく、また、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」の範囲内であれば「金銭上の利益」※とはならないことから、アマチュア業務に含まれることを定義の改正により明確化するものです。また、制度上又は施策上の仕組みの結果として、「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしています。鳥獣被害対策事業等についても同様です。

※ 「営利性」等に関する補足事項

- ・企業等の営利法人等の従業員等が、企業等の営利法人等の営利活動以外の活動のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することは認められない。
- ・NPO法人等の非営利法人等（国、地方公共団体等、NPO法人、社団法人、財団法人、農業協同組合等）については、営利を目的としない団体であることから、これらの職員や組合員等が当該法人の事業のためにアマチュア無線を使用する場合であって、告示案の社会貢献活動等に適合するものは、アマチュア業務として認められる。
- ・国又は地方公共団体等が実施する事業に係る地域活動については、制度上又は施策上の仕組みの結果として、個人が活動の対価として受領する金品の額が当該活動に必要な「実費に相当する額」を超えるとしても、アマチュア業務に含まれることとしている。

（補足）・アマチュア無線局の免許は、個人又は社団（アマチュア無線従事者により構成。根本基準第6条の2第1号(3))でなければ受けることができません。

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>⑤アマチュア業務の定義は、国内法令の上位に位置づけられる国際条約で定められているものであるが、今回の改正案はその範囲を逸脱しており、条約違反なのではないか。（99件）</p>	<p>本改正案は、諸外国においてもアマチュア無線による社会貢献活動等が行われている現状等を踏まえ、アマチュア業務の定義に含まれる範囲を明確化したものであり、「無線通信規則」の定義を変更するものではありません。</p>
<p>⑥アマチュアバンドにおける不正利用の増加が懸念されるため、電波監視を強化すべきではないか。（195件）</p>	<p>アマチュア無線局等の違反運用等について申告等があった場合には、遠隔方位測定設備を用いた電波の監視、不法無線局探索車による現地での探査や関連の調査を通じ、個別の案件ごとに慎重に違反の事実を把握し、違法行為、違反運用の事実を確認した場合、規正用無線局による警告などの行政指導、行政処分又は告発を実施するとともに公表しております。</p> <p>また、アマチュア無線局等の適正な利用に向けて、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」を中心に広く一般の方にメディア等も活用した周知、広報を実施するとともに、過去に違法行為や違反運用の事実が確認された業界団体等とも連携し、周知、広報を実施しています。</p> <p>不法無線局、違反運用等の不正利用を防止し、電波の適正な利用環境を確保できるよう、上記のような取締、周知等の取組を引き続き適切に実施してまいります。</p>

・提出意見による改正案の修正

提出された御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>公共事業や復興事業であっても、企業等の営利法人等の営利活動のために行う通信は、アマチュア業務として認められないのではないかと。</p>	<p>当然ながら、企業等の営利法人等の営利活動のためにアマチュア無線を使用することはできません。これを明確に禁止していることを明示するため、御意見等も踏まえ修正します。</p> <p>※告示案に、以下の下線部を追加 電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。なお、各号に掲げる業務には、営利を目的とする法人等の営利事業の用に供する業務は含まれない。 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であって、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務</p>

提出された主な御意見の概要とその考え方(小中学生のアマチュア無線の体験機会の拡大)

提出された主な御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>① 無資格者による無線設備の操作が認められる範囲をより拡大すべきではないか。(56件)</p>	<p>今後の施策の検討に当たっての参考とさせていただきます。 電波法は、原則として、アマチュア無線局の無線設備の操作は、無線従事者でなければ行ってはならないこととされており、本制度により認められる範囲はその例外であり、一律、限定的なものとなります。</p>
<p>② 無線従事者資格を取得させるべきではないか。無資格者による無線設備の操作が認められる範囲は、限定すべきではないか。(25件)</p>	<p>ワイヤレスIoT人材の裾野を広げていくため、広く国民がアマチュア無線に触れる機会を創出することが必要であると考えます。</p> <p>アマチュア無線は、無線技術の入口として、会話や無線機の工作に限らずPC等によるネットワークなど、多種多様な研究や実験が可能です。また、電波は周波数によって様々な特徴を有しますが、アマチュア無線は様々な周波数で運用することができます。これらのことから、人材育成においてアマチュア無線を活用することは、将来の技術研究、開発に携わる人材の裾野拡大につながるものと考えます。</p> <p>さらに、アマチュア無線は、これまで多くの方が科学技術や無線技術への興味・関心を持つ「きっかけ」になったものと考えており、趣味の一つとして多くの方にも知られています。先達である多くのアマチュア無線局免許人のサポートにより、継続的な人材育成にご貢献いただけるものと考えております。</p> <p>体験をすることは、興味や関心を持つことのきっかけとなるものであり、行事等の機会を捉えた「アマチュア無線体験局」「国際宇宙ステーションとのアマチュア無線体験局（ARISS局）」とともに、イベント等の機会に限らず、家庭や学校等の身近なアマチュア無線局免許人による「アマチュア無線体験運用」を新たに認めることで、アマチュア無線に触れる機会をより増やしていくことができると考えております。</p> <p>無資格者の操作範囲を、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内とすることで、無資格者がより多くの電波の利活用の可能性や楽しさを体験でき、ひいてはIoT人材の裾野を拡大に寄与するものと考えます。また、監督（指揮・立会い）する無線従事者の操作範囲内の運用であるため、その能力は担保されていると判断しており、多くの機会が創出できるようにするため、監督（指揮・立会い）する有資格者の資格を限定しないものです。</p>

・提出意見による改正案の修正

提出された御意見の要旨	御意見に対する考え方
<p>告示案に「立ち会う無線従事者が開設するもの（社団を除く。（略）」とあり、アマチュア局そのものが「社団」であるかのような書きぶりになっているが、アマチュア局の「開設主体」が「社団」である。また、「立ち会う無線従事者」は「個人」以外にありえないから、「立ち会う無線従事者が開設するもの」は、必然的に「個人が開設するアマチュア局」（いわゆる「個人局」）である。以上を踏まえ修正をご検討いただきたい。</p>	<p>当該規定案の趣旨は、無資格者が無線設備の操作を行う場合の要件として、立ち会う無線従事者が開設に係るアマチュア局に限定するものであり、学校のクラブ局（社団局）についても、立ち会う無線従事者が構成員となっている必要があります。御意見等も踏まえ修正します。</p> <p>2 当該アマチュア局は、立ち会う無線従事者が開設するもの又は社団（立ち会う無線従事者を構成員とするものであって、かつ、同一の学校（4（三）に規定するものをいう。）に属する学齢児童生徒及び4（三）に掲げる者を構成員とするものに限る。）が開設するものであること。</p>